諮問番号：令和３年度諮問第１１号

答申番号：令和３年度答申第１５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年７月２２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分１」という。）及び同年８月２８日付けで行った法に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分２」といい、「本件処分１」と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

電話代を支払うことができず、連絡に一定の支障があったこと、栄養不足により、処分庁に出向くことに一定の支障があった。訪問調査を絶体的必要条件とする対応は不当である。また、申請保護が却下されるとしても、職務保護が適用されるべきである。したがって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）保護の決定のために必要な調査について

法第２８条第１項及び第５項では、保護の実施機関は、保護の決定、実施等のために必要があると認められるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとされており、要保護者が立入調査を拒んだとき等は、保護の申請を却下できるとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１２の１の（１）では、保護の開始の申請のあった場合、保護の実施機関は、申請書を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査することとされている。

本件についてみると、処分庁から提出された証拠書類等により、処分庁は、審査請求人の保護の開始の申請に伴い、生活実態等を把握するため、家庭訪問の申入れを行い、審査請求人も日程調整等に同意したため、審査請求人が指定する方法で訪問日について事前に連絡をした上で家庭訪問を行ったにも関わらず、審査請求人は不在であったことが認められる。また、処分庁が、保護の申請後、約１か月の間に複数回の訪問、架電及びメモでの連絡を行っているにも関わらず、審査請求人はそれに応答することが一切なかったことが認められる。これらのことからすると、処分庁は、保護の決定が事実上できない状況であったと認められ、処分庁が、審査請求人が処分庁の調査を忌避したと判断したことは、一定の合理性があると言わざるを得ない。

なお、これらの事実関係に関して、審査請求人は、電話や処分庁への訪問により連絡を行うことに一定の支障があった旨を縷々主張するが、その内容について客観的には示されておらず、また、二度にわたる保護の開始の申請時には処分庁を訪れていることからすると、その主張は採用できない。

また、審査請求人は、処分庁が職権により保護を開始すべきであった旨を主張するが、前述のとおり、審査請求人は処分庁の調査を忌避していたことから、処分庁は、審査請求人が急迫した状況にあるかどうかの判断ができない状態であったと認められる。

以上の点からすると、処分庁が、保護の決定に必要となる事項について調査することができず、法第２８条第５項に規定する保護の開始の申請を却下することができる要件に該当するという結論に至った経緯には無理からぬところがあるといえる。

（２）まとめ

以上のとおり、処分庁は、審査請求人の一連の行為が保護の決定に必要な調査への協力を拒んだものと判断し、法第２８条第５項に基づき本件処分を行ったところであり、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

（３）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和３年　８月１２日　　諮問書の受領

令和３年　８月１７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：　９月　１日

口頭意見陳述申立期限：　９月　１日

令和３年　９月１７日　　第１回審議

令和３年１０月１９日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第７条は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と定めている。

（２）法第２４条は、申請による保護の開始を定め、同条第１項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。（後略）」と、同条第３項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第５項は、「第３項の通知は、申請のあつた日から１４日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを３０日まで延ばすことができる。」と定めている。

（３）法第２８条第１項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ（中略）ることができる。」と定めている。また、同条第５項は、「保護の実施機関は、要保護者が第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し（中略）（た）ときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。

（４）局長通知第１２の１の（１）は、「保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査すること。」と定めている。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）等によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和元年６月２８日、審査請求人は、処分庁を訪問し、法による保護の開始申請（以下「本件申請１」という。）を行った。同日の面接記録票の来訪目的の欄には、「居宅に訪問に伺うことを伝えると、（主）〔審査請求人〕の名前を呼ぶことも職員が名乗る事も不可。ノックだけで気づくことができるとの申出。電話はあるも話すことができないと言うので、どのように訪問日時を伝えればよいかと問うと、留守電に入れてくれれば確認するとの申立。」と、来訪者への助言内容の欄には、「留守番電話に新規訪問の日時を伝えるので、確認し在宅するよう伝えた。」との記載がある。

（２）令和元年７月２日付けのケース記録票には、「新規訪問のため訪問。ＳＶ〔査察指導員〕同行。１３：３０。（主）からの申出の通り、携帯電話の留守番電話に訪問日時のメッセージを登録した。また、（主）の名前を呼ぶことも、職員が名乗ることも禁じられており、複数回ノックしたが応答なし。（中略）『約束の時間に来ました。訪問の日時を約束したいので、電話でも来所でもいいので連絡してほしい』との内容のメモをドアポストに投函した。（中略）１８４で発信したところ『おつなぎできません』のメッセージで留守番電話ではなかった。外から見える（主）宅の窓ガラスは全て、カーテンではないシート状の物で覆われており、中の様子は全く見えない。」との記載がある。

（３）令和元年７月８日付けのケース記録票には、「新規訪問のため（主）宅訪問する。ＳＶ同行。１１：００。前回と同様、留守番電話に訪問日時を登録した。前回と同様、複数回ノックするも応答なし。（中略）『約束の時間に来ました。訪問の日時を決めたいので、電話か来所してください』とのメモをドアに挟んだ。（中略）別件で訪問があったため、（主）宅確認する。１６：４５。午前中に玄関ドアに挟んだメモはそのままであった。」との記載がある。

（４）令和元年７月１１日付けのケース記録票には、「（主）にＴＥＬする。直接留守番電話に繋がる。『（前略）申請後、連絡がとれず困っています。電話か来所して訪問できる日を伝えてください』」との記載がある。

（５）令和元年７月１２日付けのケース記録票には、「新規訪問のため（主）宅訪問する。前回と同様、複数回ノックするも応答なし。玄関先の鳩のフンの状況、玄関ドアに挟まった鳩の羽も変わらず。集合ポストは外から見てもチラシの量が増えていた。７／８にドアに挟んだメモがそのままであったので、回収した。『訪問したいので、電話でも来所でもいいので連絡してください』との内容のメモを新たに挟んだ。」との記載がある。

（６）令和元年７月１８日付けのケース記録票には、「地区担当の民生委員にＴＥＬする。本世帯について、特に聞いている話はない。様子を見に行き、再度連絡するとのこと。」と、当該委員からの電話内容として、「ドアにメモが挟まった状態で、ノックしたが不在であった。」との記載がある。

（７）令和元年７月２２日付けで、処分庁は、本件処分１を行った。本件処分１の通知書には、「１　却下の理由　調査拒否により　令和元年６月２８日に生活保護の申請をされましたが、連絡が取れず、生活保護の要否判定に必要な調査ができないため、令和元年６月２８日付で却下します。」と、「２　この通知が申請受理後１４日を経過したときはその理由　資産調査に日数を要したため」との記載がある。

（８）令和元年７月３０日、審査請求人は、処分庁を訪問し、法による保護の開始申請（以下「本件申請２」といい、本件申請１と併せて「本件申請」という。）を行った。同日の面接記録票の来訪目的の欄には、「訪問日時を本日決めたいと伝えるも、『今日決めることはできない』との申出。前回の申請時に留守番電話にメッセージを入れたが聞いたかと問うと、『聞いた』との回答であった。面談の日は（主）が何等かの方法で福祉事務所に伝えるので待つようにとのことで、面談日を設定することはできなかった。（主）は一時扶助を申請したいと訴えるため内容を確認すると、食費と申請したと話した。水２本とわかめご飯３袋を提供することを提案し受け取った。」と、来訪者への助言内容の欄には、「申請後、できれば1週間以内に居宅訪問を行いたいため、訪問可能な日時を連絡するよう伝えた。」との記載がある。

（９）令和元年８月８日付けのケース記録票には、「（主）宅訪問するも不在。１０：３５。ＣＷ〔ケースワーカー〕が名乗ったり、（主）の名前を呼ぶのは不可であるので、ノックのみ。『訪問可能な日時を連絡してください』と記載したメモをドアに挟んだ。」との記載がある。

（１０）令和元年８月２２日付けのケース記録票には、「（主）宅訪問するも不在。１３：３０。ＣＷが名乗ったり、（主）の名前を呼ぶのは不可であるので、ノックのみ。８／８にドアに挟んだメモはなくなっていた。集合ポストは半分程度、物が入っていた。あふれているような様子ではない。『連絡が取れないままで、こちらとしても対応に困っています。電話でも来所でもいいのでご連絡下さい』と記載したメモをドアに挟んだ。」との記載がある。

（１１）令和元年８月２６日付けのケース記録票には、「（主）の実家に実地調査のため訪問する。ＳＶ同行。１０：３５。インターホンを押すも鳴っていない様子。（中略）ドアをノックし呼びかけるも応答なし。（中略）何度か呼びかけるも応答がなく、面談を行うことができなかった。」との記載がある。

（１２）令和元年８月２８日付けで、処分庁は、本件処分２を行った。本件処分２の通知書には、「１　却下の理由　調査拒否により　令和元年７月３０日に生活保護の申請をされましたが、連絡が取れず、生活保護の要否判定に必要な調査ができないため、令和元年７月３０日付で却下します。」と、「２　　　この通知が申請受理後１４日を経過した時はその理由　その他　訪問調査が実施できず、日時を要したため。」との記載がある。

（１３）令和元年９月２４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）前記１（３）のとおり、法第２８条において、保護の実施機関は、保護の決定、実施等のために必要があると認められるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させることができるとされており、要保護者が立入調査を拒んだとき等は、保護の申請を却下できるとされている。

また、前記１（４）のとおり、局長通知第１２の１の（１）において、保護の開始の申請のあった場合、保護の実施機関は、申請書を受理した日から１週間以内に訪問し、実地に調査することとされている。

さらに、前記１（２）のとおり、法第２４条において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否等を決定し、申請のあった日から１４日以内に申請者に対して書面をもって通知しなければならないとしつつ、特別な理由がある場合には、これを３０日まで延ばすことができるとされている。

加えて、前記１（１）のとおり、法第７条において、保護は、要保護者等の申請に基いて開始するものとしつつ、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができるとされている。

（２）以上のことを前提に本件処分について、以下検討する。

ア　本件処分１について

（ア）本件申請１についてみると、前記２（１）から（７）のとおり、本件申請１を受けた処分庁は、①新規訪問にあたり、審査請求人から日程の連絡及び訪問の方法についての申出を受け、その指定する方法で家庭訪問を行ったが、審査請求人が不在であったため、連絡を依頼するメモをドアポストに投函したこと、②その後、２回にわたり審査請求人宅を訪問したが不在であり、連絡を依頼するメモを自宅の玄関ドアに挟むなどしたが、審査請求人からの連絡を受けることができなかったこと、③さらに、地区担当の民生委員に連絡し、当該委員から、審査請求人宅を訪問したところ、ドアにメモがはさまった状態でノックしたが不在であった旨の情報を受けたこと、④審査請求人と連絡が取れず、生活保護の要否判定に必要な調査ができないとして、本件申請１から２４日後の日付けで本件処分１を行ったこと、が認められる。

（イ）これらのことからすると、保護開始の要否にかかる決定については、特別な理由がある場合であっても３０日以内に行うことが、法において規定されているところ、本件申請１にかかる審査、決定に必要な事項について、処分庁は、複数回にわたり審査請求人に調査の実施を求めたものの、これに応じてもらえず、さらに民生委員に情報を求めても、審査請求人の居住事実について確認できなかったのであるから、処分庁が、生活保護の要否判定に必要な調査ができなかったとして、本件処分１を行ったことは、無理からぬと言える。

イ　本件処分２について

（ア）本件申請２についてみると、前記２（８）から（１２）のとおり、本件申請２を受けた処分庁は、①新規訪問の日の設定について、審査請求人から、何等かの方法で処分庁に伝えるので待つように言われたが、審査請求人からの連絡があったとは認められないこと、②その後、２度にわたり審査請求人宅を訪問したが、不在であったこと、③さらに、審査請求人の実家を訪問したが、呼びかけても応答がなく、面談を行うことができなかったこと、④本件処分１と同様の理由により本件申請２から２９日後の日付けで、本件処分２を行ったこと、が認められる。

(イ）これらのことからすると、保護開始の要否にかかる決定については、特別な理由がある場合であっても３０日以内に行うことが、法において規定されているところ、本件申請２にかかる審査、決定に必要な事項について、処分庁は、複数回にわたり審査請求人に調査の実施を求めたものの、これに応じてもらえず、さらに審査請求人の実家を訪問しても、審査請求人の居住事実について確認できなかったのであるから、処分庁が、生活保護の要否判定に必要な調査ができなかったとして、本件処分２を行ったことも、無理からぬと言える。

　ウ　審査請求人の主張について

（ア）審査請求人は、①処分庁に電話することや訪問することに一定の支障があった旨、②本件申請が却下されるとしても、処分庁が職権により保護を開始すべきであった旨、主張する。

（イ）しかしながら、前記（ア）①については、審査請求人が自ら指定した方法により、処分庁が家庭訪問を行ったことに対して、これに応じなかった理由とは認められないこと、前記（ア）②についても、そもそも審査請求人は、処分庁の調査を忌避しており、処分庁は、法第７条の定めるところの、審査請求人が急迫した状況にあるか否かを判断することができなかったと言えること、から、審査請求人の主張はいずれも採用できない。

エ　以上のことから、処分庁が本件処分１及び本件処分２を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

（３）結論

　　以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　西上　治

委員　　　　　　濱　　和哲